

予算決算委員会総務分科会 会議録

1 期 日 令和7年6月19日（木）

2 会 場 全員協議会室

3 開 会 時 刻 午前10時38分

4 閉 会 時 刻 午前11時09分

5 出 席 者

【議会】主 査	安田 彰	副 主 査	藤澤 恭子
委 員	藤原 正光	委 員	富田 まゆみ
〃	勝川 志保子	〃	山田 正彦
〃	塩崎 克彦		

【当局】担当部課長

【事務局】石山 楓

6 協 議 事 項

- ・議案第68号 令和7年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について
- ・議案第69号 掛川市税条例の一部改正について

7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和7年6月19日

掛川市議会議長 藤原 正光 様

総務委員長 安田 彰

議 事

午前 10時 38分 開議

○主査（安田彰） ただいまから予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

今定例会におきまして、当分科会に送付されました議案は、議案第68号 令和7年度掛川市一般会計補正予算（第2号）についてをはじめとする2件です。よろしく御審査をお願いいたします。

それでは、諸般の報告として、私から数点申し上げます。

はじめに、当局から説明資料の配付について申し出があり、主査において許可しましたので、お手元に配付いたしました。

次に、発言の際には挙手の上、主査の許可を得てから、必ず、自席のマイクのスイッチを入れて発言するよう、お願いします。

また、質疑においては、説明を求める場合、議案等のページ数及び款・項・目等を示し、疑問点を明瞭に発言することとし、一問一答方式でお願いします。

答弁においても、簡潔にわかりやすくお願いします。

続いて、傍聴の申出がありましたので御報告申し上げます。

以上、事務連絡といたします。

それでは、審査に入ります。

なお、議事の都合により、別紙の議案審査順のとおり、審査を進めてまいります。

はじめに、議案第68号 令和7年度掛川市一般会計補正予算（第2号）について、第1条、歳入歳出予算のうち、所管部分についてを議題とします。

それでは、各担当課から所管する歳入歳出予算について説明をお願いします。

はじめに、財政課の説明をお願いします。

〔財政課長 説明〕

○主査（安田彰） ただいまの説明に対して質疑はありますか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（安田彰） 財政課のみなさん、ありがとうございました。

〔財政課 退席〕

次に、資産経営課の説明をお願いします。

〔資産経営課長 説明〕

○主査（安田彰） ただいまの説明に対して質疑はありますか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 未契約であったテレビ機能付き公用車のNHK受信料については、全国的な問題となっています。現時点で、受信料の支払いを拒否する対応をしている市町はありますか。

○主査（安田彰） 廣岡資産経営課長。

○資産経営課長（廣岡邦彦） 基本的に、テレビの受信機能がある場合は契約しなければならないため、発覚した時点で速やかに対応しています。県内の状況は、35市町中およそ30自治体は何らかの方法で対応すると把握しています。

○主査（安田彰） 富田委員。

○委員（富田まゆみ） 公用車20台のうち、5台は継続契約するとのことですが、5台のうち3台は消防車両です。消防車両は3台だけで大丈夫でしょうか。

○主査（安田彰） 山本消防次長。

○消防次長兼消防総務課長（山本圭吾） 消防車両は13台ありますが、そのうち緊急消防援助隊で出動する3台を残します。緊急消防援助隊車両は、現地で情報を受信する必要があるためです。そのほか、一般車両の受信はなくても問題ないと考えております。

○主査（安田彰） そのほかに質疑はありますか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（安田彰） 資産経営課のみなさん、ありがとうございました。

〔資産経営課 退席〕

続いて、危機管理課の説明をお願いします。

〔危機管理課長 説明〕

○主査（安田彰） ただいまの説明に対して質疑はありますか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（安田彰） 危機管理課のみなさん、ありがとうございました。

○主査（安田彰） 以上で質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議を行います。意見のある方はお願いします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） NHK受信料は払わざるをえないと思っていますが、購入時に遡って払う方法はいかななものかと思います。

受診料を払わなければならない法はありません。法律上、減免があつてしかるべきで、消防車両にNHK受信料がかかるのはおかしい。国会議員にも話をしていますが、ひどい。

あと、消防車両にNHK受信料がかかるのはおかしい。

新しい技術が普及したとき、消費税のように、公的な減免の適用など、新たな負担が自治体にかからないようなシステムを作るのが大事だと考えます。

○主査（安田彰） 富田委員。

○委員（富田まゆみ） 勝川委員と同じ意見です。

説明であつたとおり、契約していれば時効は成立しますが、契約していなかったため遡って全額払わないといけないとのことでした。正確にはそうですが、支払いは5年が時効のものが多く、せめて5年分でもいいのではないかと思います。

○主査（安田彰） 勝川委員。

○委員（勝川志保子） 放送法を読んできましたが、日本放送協会は受信料免除の基準があれば、公用車の減免ができるとしています。

○主査（安田彰） 藤澤副主査。

○副主査（藤澤恭子） このやり方がまかりとおるのかという気持ちは同じですが、現時点では規定があり、判例がある以上、本市としても速やかな対応をするべきであり、いたしかたないと思います。

○主査（安田彰） その他、意見はありますか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（安田彰） 委員間討議では、様々な問題点がある。車両購入時に遡っての支払いに不自然さを感じる。他市にならって支払うのはやむを得ない、との意見がありました。

これらの意見を予算決算委員会へ報告していきます。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第68号について、原案は妥当ということによろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（安田彰） それでは、議案第68号については、原案は妥当とすることに決定しました。

次に、議案第69号 掛川市税条例の一部改正についてを議題とします。

それでは、市税課の説明をお願いします。

〔市税課長 説明〕

○主査（安田彰） ただいまの説明に対する質疑はありますか。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 国の地方税法の改正はこれ以外にもありますが、掛川市で改正が必要なのはこれらのみでしょうか。

○主査（安田彰） 鈴木市税課長。

○市税課長（鈴木千里） そのとおりです。

○主査（安田彰） そのほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（安田彰） 市税課のみなさん、ありがとうございました。

○主査（安田彰） 以上で質疑を終結します。

質疑が終了しましたので、ここで委員間討議を行います。意見のある方はお願いします。

勝川委員。

○委員（勝川志保子） 国の税法が変わり、そのまま市に反映させるだけなので反対はできませんが、大学生がアルバイトをもっとできるようにするという特別控除の創設だと思います。高等教育をきちんと保証していると言えるのか疑問です。今でさえも 1か月 8万 7千円の控除額があり、学校へ行っているのかアルバイトをしているのかわからない場合もあり、情けないと思います。

○主査（安田彰） 藤澤副主査。

○副主査（藤澤恭子） 心配する気持ちもわかりますが、全ての学生がそうとは限らず、両立している学生もいます。また、こうせざるを得ない学生もいます。

○主査（安田彰） そのほか、意見はありますか。

〔「ありません」との声あり〕

○主査（安田彰） 委員間討議では、アルバイトを増やしていいのか問題がある。改正に従うべきである、との意見がありました。

これらの意見を予算決算委員会へ報告していきます。

それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第69号について、原案は妥当ということによろしいですか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（安田彰） それでは、議案第69号については、原案は妥当とすることに決定しました。

以上で、当分科会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

それでは、予算決算委員会総務分科会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午前 11 時 09 分 散会